

日本下水道協会東京都支部排水設備工事責任技術者 資格認定のための共通試験合否判定基準

(目的)

第1条 この基準は、日本下水道協会東京都支部(以下「支部」という。)排水設備工事責任技術者資格試験及び更新講習実施要綱(平成8年12月2日施行。以下「実施要綱」という。)の規定に基づき実施される排水設備工事責任技術者資格認定のための共通試験(以下「試験」という。)について、支部排水設備工事責任技術者資格試験及び更新講習実施要領(平成8年12月2日施行)第4条の規定に基づき、合否の判定その他必要事項を定め、もって試験の公平性の確立を図ることを目的とする。

(試験問題)

第2条 試験に出題する問題(以下「試験問題」という。)は、実施要綱第6条第2項の規定による。

(出題数等)

第3条 試験の実施時間は、120分とする。

2 試験問題の出題設問数は、30問とする。

3 試験問題の出題形式は、択一式、穴埋め式、×式を組み合わせたものとする。

4 試験問題の解答方式は、マークシート方式とする。

(出題分野)

第4条 試験問題の出題分野は、法令分野と技術分野に区分し、出題及び配点の割合を各々3:7とする。

(合格基準)

第5条 試験は、100点を満点とする。

2 試験の合格基準は、総得点70点以上、かつ法令及び技術の各区分の得点率が50%以上の者とする。

(試験の実施方法等)

第6条 試験開始後30分間を経過するまで、遅刻者の入室を認める。また、この間の中途退室は認めない。

2 試験開始後30分経過後、試験終了30分前までは中途退室を認める。この場合、退室者はその時点で試験終了とし、再入室することができない。

3 不正を発見した場合は当該受験者の受験票、問題用紙、解答用紙を回収し、退室させ、当該受験者を不合格とする。

4 試験問題及び解答用紙は全て回収することとし、持ち帰りを認めない。持ち帰りが発生した場合は不正行為と見なし、当該受験者を不合格とする。

5 受験者は、受験票、HB以上の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムを必ず持参することとし、電卓は任意で持参可とする。なお、時計や携帯電話等、電卓以外の計算機能を持つ電子機器を用いることを禁じ、これを用いた場合は不正行為と見なす。

(開示請求の拒否)

第7条 支部長は、試験問題及びその解答済みの答案の開示請求を拒否するものとする。

(雑則)

第8条 支部長は、この基準に定めのない事項で特に必要と認める事項については、支部排水設備工事責任技術者資格試験等運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。